

令和元年分 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税

確定申告

ネット申告が
(e-Tax)
更に便利に
なりました!

スマホで
申告
できます
もっと

詳しくは↓

国税庁

検索

【重要】新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方へ】

確定申告期限の令和2年4月16日(木)までに申告することが困難な方については、4月17日(金)以降も申告書を受け付けます。

(4月16日(木)までは、確定申告会場で相談を受け付けます。)

なお、4月17日(金)以降の確定申告の相談は、事前予約制により実施しますので、事前に税務署に連絡の上、来署いただくようお願いします。

また、納期限までの納付や振替納税による納付が困難な方については、「納付の猶予制度」がありますので、申告に合わせて税務署へご相談ください。

令和元年分の還付申告は、令和6年12月31日まで
申告することができます。

 税務署

～税務署からのお知らせ～

4月17日(金) 以降も申告が可能です

申告所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告相談は、
4月17日(金)以降も柔軟に受け付けております

○ 新型コロナウイルス感染症の感染リスク防止のため、原則として、

事前予約制としております


○ 咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方の申告相談
はご遠慮いただいております。

申告書の作成または来署することが可能になった時点で、まずは電話にて税務署にお問合せください。

税務署に出向くことなく、ご自宅等からスマホ・パソコンなどでインターネットにより申告(e-Tax)していただくことが可能です。



申告書作成はコチラ

 国税局・税務署